

参議院 經濟産業委員会 會議録第六号

平成二十四年四月十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二日

辞任

安井美沙子君

補欠選任

金子 洋一君

四月三日

辞任

金子 洋一君

補欠選任

安井美沙子君

出席者は左のとおり。

委員長

前川 清成君

理事

委員

高橋 千秋君
森木 利治君
姫井由美子君
関口 昌一君
牧野たかお君

直嶋 正行君

藤原 正司君

増子 輝彦君

安井美沙子君

柳澤 光美君

磯崎 仁彦君

末松 信介君

二之湯 智君

松山 政司君

松 あさら君

松田 公太君

荒井 広幸君

枝野 幸男君

幸男君

国務大臣

經濟産業大臣

副大臣

經濟産業副大臣

柳澤 光美君

大臣政務官

北神 圭朗君

經濟産業大臣政務官

北神 圭朗君

事務局側

山田 宏君

常任委員会専門員

山田 宏君

本日の會議に付した案件

○中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(前川清成君) ただいまから經濟産業委員会を開会いたします。

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。枝野經濟産業大臣。

○国務大臣(枝野幸男君) 中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、内需の減退、震災の影響や未曾有の円高等、我が国中小企業をめぐる経済環境が大きく変化しております。こうした中、中小企業が新たな事業活動を行う際に直面する経営課題は一層多様化、複雑化しております。これらの課題に対応しつつ、中小企業が新たな事業活動に取り組むためには、事業計画の策定等の支援を効果的に行うための体制の整備が必要です。また、海外展開を指

向する中小企業が増加する中で、その海外子会社の現地での資金調達を支援する必要性が生じております。

こうした状況を踏まえ、新たな事業活動を行うとする中小企業の支援の担い手を多様化、活性化するための措置を講ずるとともに、国内の事業基盤の維持にも配慮しつつ、我が国中小企業が培ってきた物づくり技術や日本独自の知恵、技術性を生かした海外での事業活動を支援するための措置を講ずることにより、我が国中小企業の経営力の強化を図ることが必要であります。

このため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律を改正する本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備します。新たな事業活動を行う中小企業の支援業務を行う者を認定するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家派遣による協力などを通じ、中小企業の経営力の強化を図ります。

第二に、中小企業の海外事業活動に伴う資金調達を支援します。中小企業の海外での事業活動を円滑化するため、株式会社日本政策金融公庫の債務保証業務や独立行政法人日本貿易保険の保険業務等を通じ、中小企業の海外子会社の資金調達の円滑化を図ります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(前川清成君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三号)(第五六四号)(第五六五号)

一、原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一号)

第五六〇号 平成二十四年三月十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願
請願者 長野県飯田市市川路九三三ノ二 関島和子 外四千三百三十七名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第五六一号 平成二十四年三月十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願
請願者 岡山県真庭市栗原一、〇六四ノ一 山田稔 外四千三百三十五名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第七三三号と同じである。

第五六二号 平成二十四年三月十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願

第五六二号 平成二十四年三月十九日受理
国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願

請願者 札幌市北区新川一条四ノ四ノ一七

厚谷隆則 外四千三百三十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第五六三号 平成二十四年三月十九日受理

国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願

請願者 相模原市中央区すすきの町一五ノ

七 関口香代子 外四千三百三十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第五六四号 平成二十四年三月十九日受理

国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願

請願者 埼玉県新座市野火止五ノ二五ノ五

八 正富晃 外四千三百三十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第五六五号 平成二十四年三月十九日受理

国民・中小業者の暮らしと経営を守る中小業者への支援強化に関する請願

請願者 神戸市西区美賀多台七ノ一六ノ二

名津井春美 外四千三百三十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第五八六号 平成二十四年三月二十二日受理

原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願

請願者 京都市山科区四ノ宮柳山町二九ノ

一五 矢田博子 外二千八十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第五八七号 平成二十四年三月二十二日受理

原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願

請願者 北九州市八幡西区浅川日の峯一ノ

一三ノ六 坂田俊一 外二千八十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第五八八号 平成二十四年三月二十二日受理

原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願

請願者 北海道釧路市大楽毛南五ノ一三ノ

一〇 佐藤まさ子 外二千八十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第五八九号 平成二十四年三月二十二日受理

原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願

請願者 山梨県北杜市白州町横手二六六

中村久美 外二千八十七名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第五九〇号 平成二十四年三月二十二日受理

原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願

請願者 秋田市下新城長岡字長岡二四九

高田洋子 外二千八十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第五九一号 平成二十四年三月二十二日受理

原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願

請願者 京都府長岡京市金ヶ原平井七ノ三

後藤和子 外二千八十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

四月六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)

第七〇三号 平成二十四年三月二十六日受理

原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 長野県上田市中央北三ノ三ノ八

田村恵美子 外千三百三十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七〇四号 平成二十四年三月二十六日受理

原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 京都市北区西賀茂中川上町六二ノ

五 藤井美喜子 外千三百三十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七〇五号 平成二十四年三月二十六日受理

原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 青森市新城平岡二六四ノ二 山谷

悦子 外千三百三十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七〇六号 平成二十四年三月二十六日受理

原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉六ノ五〇ノ九

ノ二〇一 田嶋由美子 外千三百

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七〇七号 平成二十四年三月二十六日受理

原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 青森市南佃二ノ二一ノ五 對馬ま

さ子 外千三百三十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七〇八号 平成二十四年三月二十六日受理

原発からの撤退を決定し、エネルギー政策の転換を求めることに関する請願

請願者 新潟市西区小新西一ノ二ノ二二

本間和行 外千三百三十九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

四月十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願(第七九六号)

一、原発からの撤退に関する請願(第八三〇号)

一、業者婦人の実態調査に関する請願(第八三一号)

一、原発からの撤退の決定、エネルギー政策の転換に関する請願(第八三三三号)

第七九六号 平成二十四年四月三日受理

原発推進予算をなくし、再生可能エネルギー普及の予算を大幅に増やすことに関する請願

請願者 富山市金代五八ノ一ノAノ二〇五

前川聡子 外五十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三三九号と同じである。

第八三〇号 平成二十四年四月四日受理
原発からの撤退に関する請願

請願者 川崎市多摩区寺尾台一ノ八ノ二
九 柳原麗子 外千六百六十八名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第八三一号 平成二十四年四月四日受理
業者婦人の実態調査に関する請願

請願者 神奈川県平塚市大神三、〇二一
中川克巳 外三百名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第八三二号 平成二十四年四月四日受理
原発からの撤退の決断、エネルギー政策の転換に
関する請願

請願者 千葉県我孫子市我孫子一、六六七
ノ三二 佐藤哲也 外三百七十九
名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

四月十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業の海外における商品の需要の開拓
の促進等のための中小企業の新たな事業活動
の促進に関する法律等の一部を改正する法律
案

中小企業の海外における商品の需要の開拓の
促進等のための中小企業の新たな事業活動の
促進に関する法律等の一部を改正する法律案
中小企業の海外における商品の需要の開拓
の促進等のための中小企業の新たな事業活
動の促進に関する法律等の一部を改正する
法律

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法
律の一部改正)

第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関す
る法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次の
ように改正する。

目次中「第三節 支援措置(第十三条―第十五
条)」を「第三節 支援措置(第十三条―第十六
条)」を「第四節 支援体制の整備(第十七条―

第二十一条)」に、
第二節 新技術を利用した
地域産業資源を活
用して行う事業環境の整備(第二十五条―第三

十一条)
第三節 雑則(第三十五条)

「第一節 新技術を利用した事業活
動の支援(第二十二條―第二十七條)
第二節 地域産業資源を活用して
行う事業環境の整備(第二十八條―第三十四

条)に、「第三十三條―第三十八條」を「第三十
六條―第四十一條」に、「第三十九條」を「第四十
二條」に改める。

第二條第十一項を同条第十二項とし、同条第
十項中「第二十五條」を「第二十八條」に、「第
二十五條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、
同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十

七項とし、第六項の次に次の一項を加える。
7 この法律において「外国関係法人等」とは、
外国の法令に準拠して設立された法人その他
の外国の団体(新たに設立されるものを含
む)であつて、中小企業者又は組合等がその
経営を事実的に支配していると認められるも
のをいう。

第三條第二項第二号イ(3)中「経営革新」を「海
外において経営革新のための事業が行われる場
合における国内の事業基盤の維持その他経営革
新」に改め、同号ロ(4)中「異分野連携新事業分野
開拓」を「海外において異分野連携新事業分野開
拓に係る事業が行われる場合における国内の事
業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開
拓」に改め、同号に次のように加える。

ハ 経営革新及び異分野連携新事業分野開
拓の支援体制の整備に関する次に掲げる
事項
(1) 経営革新等支援業務(第十七條第一
項)に規定する経営革新等支援業務をい
う。以下この号において同じ。の内容
に関する事項
(2) 経営革新等支援業務の実施体制に関
する事項
(3) 経営革新等支援業務の実施に当たつ
て配慮すべき事項

第三條第二項第三号イ(1)中「第四章第二節」を
「第四章第一節」に改め、同号ロ中「第二十五條
第一項」を「第二十八條第一項」に改める。
第九條第一項中「この節の下に」、第三章第
三節、第三十九條第一項第三号を、「が行う経
営革新に関するものを」の下に、中小企業者等
がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で
経営革新を行うとする場合にあっては当該中
小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う
経営革新に関するものを加える。
第十一條第一項中「限る」の下に「以下同じ」
を、「計画」の下に「複数の中小企業者がそれぞ
れの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一
部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行うお
うとする場合にあっては、当該複数の中小企業者
が当該外国関係法人等と共同で行う異分野連携
新事業分野開拓に関するものを含む。」を加え、
同条第二項第二号中「中小企業者」の下に「複数
の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関
係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新

事業分野開拓を行うとする場合にあっては、
当該外国関係法人等を含む。第五号において同
じ。」を、「特定非営利活動法人をいう」の下
に「第二十條において同じ」を加える。
第十三條第六項を同条第八項とし、同条第五
項中「あつては」を「あつては」に改め、同項を同
条第七項とし、同条第四項中「従つて」を「従つ
て」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三
項の表第三條第一項の項中「第十三條第三項」を
「第十三條第四項」に改め、同項を同条第四項と
し、同項の次に次の一項を加える。
5 海外投資関係保険の保険関係であつて、異
分野連携新事業分野開拓連帯保証を受けた中
小企業者に係るものについての中小企業信用
保険法第三條の七第一項及び第二項の規定の
適用については、同条第一項中「二億円」とあ
るのは「四億円(中小企業の新たな事業活動の
促進に関する法律第十二條第三項に規定する
認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて
行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事
業に必要な資金(以下「異分野連携新事業分野
開拓事業資金」という。以外の資金に係る債
務の保証に係る保険関係については、二億
円)」と、「四億円」とあるのは「六億円(異分野
連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係
る債務の保証に係る保険関係については、四
億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは
「四億円(異分野連携新事業分野開拓事業資金
以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係
については、二億円)」とする。
第十三條第二項中「従つて」を「従つて」に改
め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に
次の一項を加える。
2 中小企業信用保険法第三條の七第一項に規
定する海外投資関係保険(以下「海外投資関係
保険」という。)の保険関係であつて、経営革
新連帯保証を受けた中小企業者に係るものにつ
いては同項及び同条第二項の規定の適用に
ついては、同条第一項中「二億円」とあるのは

「三億円(中小企業の新たな事業活動の促進に
関する法律第十條第二項に規定する承認経営
革新計画に従つて行われる経営革新のための
事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」
という。))以外の資金に係る債務の保証に係る
保険関係については、「二億円」と、「四億円」
とあるのは「六億円(経営革新事業資金以外の
資金に係る債務の保証に係る保険関係につい
ては、「四億円」と、同條第二項中「二億円」と
あるのは「三億円(経営革新事業資金以外の資
金に係る債務の保証に係る保険関係につい
ては、「二億円」とする。

第十五条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式
会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第
五十七号)第十一條の規定にかかわらず、次
に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者等(当該中小企業者等がその
外国関係法人等の全部又は一部と共同で経
営革新を行う場合にあつては、当該外国関
係法人等を含む。)が承認経営革新計画に
従つて海外において経営革新のための事業
を行うために必要とする長期の資金の借入
れ(外国の銀行その他の金融機関のうち経
済産業省令・財務省令で定めるものからの
借入れに限る。次号において同じ。)に係る
債務の保証(債務を負担する行為であつて
債務の保証に準ずるものを含む。同号にお
いて同じ。)を行うこと。

二 複数の中小企業者(当該複数の中小企業
者それぞれが中小企業者等の外国関係法人
等の全部又は一部と共同で異分野連携新事
業分野開拓を行う場合にあつては、当該外
国関係法人等を含む。)が認定異分野連携新
事業分野開拓計画に従つて海外において異
分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う
ために必要とする長期の資金の借入れに係
る債務の保証を行うこと。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社
日本政策金融公庫法の適用については、同法
第十一條第一項第二号の規定による同法別表
第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。
第四條第一節を削る。
第三十九條第一項中「第三十五條」を「第三十
八條」に改め、同條を第四十二條とする。
第三十八條に次の一項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところによ
り、前條第六項の規定により委任された権限
の一部を財務局長又は財務支局長に委任す
ることができる。

第五章中第三十八條を第四十一條とする。
第三十七條第二項中「第三十四條第二項並び
に第三十五條」を「第三十七條第二項並びに第三
十八條第一項」に改め、同條第三項を次のよう
に改める。

3 第三十七條第一項、第三項及び第四項、第十
八條、第十九條並びに第三十八條第二項にお
ける主務大臣は、経済産業大臣及び内閣総理
大臣とする。
第三十七條に次の二項を加える。

5 第三十七條第一項、第三項及び第四項にお
ける主務省令は、第三項に規定する主務大臣が
共同で発する命令とする。

6 内閣総理大臣は、この法律による権限(金
融庁の所掌に係るもの)に限り、政令で定める
ものを除く。)を金融庁長官に委任する。
第三十七條を第四十條とし、第三十六條を第
三十九條とする。

第三十五條中「及び承認経営基盤強化計画に
従つて経営基盤強化事業を行う者」及び「若しく
は承認経営基盤強化計画」を削り、同條に次の
一項を加える。

2 主務大臣は、認定経営革新等支援機関に対
し、経営革新等支援業務の実施状況について
報告を求めることができる。
第三十五條を第三十八條とする。
第三十四條第四項中「及び承認経営基盤強化

計画に従つて行われる経営基盤強化事業」を削
り、同條を第三十七條とする。
第三十三條第二項中「及び承認経営基盤強化
計画に従つて行われる経営基盤強化事業」を削
り、同條を第三十六條とする。

第三十二條中「保護」の下に、「中小企業の対
外取引に係る貿易保険制度の充実を加え、第
四章第四節中同條を第三十五條とする。

第四節第三節中第三十一條を第三十四條と
し、第三十條を第三十三條とする。

第二十九條第二項中「第二十九條第一項第一
号イ」を「第三十二條第一項第一号イ」に改め、
同條第三項中「第二十九條第一項」を「第三十
二條第一項」に改め、同條を第三十二條とし、
第二十八條を第三十一條とし、第二十五條から
第二十七條までを三條ずつ繰り下げる。
第四章第二節中第二十四條を第二十七條とす
る。

第二十三條第一項中「第二條第九項」を「第二
條第十項」に改め、同條を第二十六條とし、第
二十二條を第二十五條とし、第十九條から第二
十一條までを三條ずつ繰り下げる。
第四章中第二節を第一節とし、第三節を第二
節とし、第四節を第三節とする。

第三章第三節中第十五條の次に次の一條を加
える。
(貿易保険法の特例)

第十六條 承認経営革新計画に従つて中小企業
者等がその外国関係法人等の全部又は一部と
共同で海外において経営革新のための事業を
行う場合において、銀行等(銀行法(昭和五十
六年法律第五十九号)第二條第一項に規定す
る銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律
第百八十七号)第二條に規定する長期信用銀
行その他経済産業省令で定める金融機関をい
う。以下この条において同じ。)又は外国金融
機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経
済産業省令で定めるものをいう。以下この条
において同じ。)が当該外国関係法人等に対す

る当該事業に必要な短期資金に充てられる短
期貸付金に係る債権(以下「海外経営革新貸付
金債権」という。)を取得したときは、当該銀
行等又は外国金融機関が行う海外経営革新貸
付金債権の取得(以下「海外経営革新資金貸
付」という。)は、貿易保険法(昭和二十五年法
律第六十七号)第二條第十七項に規定する海
外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」と
いう。)とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易
保険」という。)が前項の規定により海外事業
資金貸付とみなされた海外経営革新資金貸付
について貿易保険法第五十四條第一項の規定
により同條第二項に規定する海外事業資金貸
付保険(以下「海外事業資金貸付保険」とい
う。)を引き受ける場合には、同項中「貸付金
債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法
律第十六條第一項に規定する海外経営革新貸
付金債権」とする。

3 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つ
て複数の中小企業者(それぞれが中小企業者
の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海
外において異分野連携新事業分野開拓に係る
事業を行う場合において、銀行等又は外国金
融機関が当該外国関係法人等に対する当該事
業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金
に係る債権(以下「海外異分野連携新事業分野
開拓貸付金債権」という。)を取得したときは、
当該銀行等又は外国金融機関が行う海外異分
野連携新事業分野開拓貸付金債権の取得(以
下「海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付」
という。)は、海外事業資金貸付とみなす。

4 日本貿易保険が前項の規定により海外事業
資金貸付とみなされた海外異分野連携新事業
分野開拓資金貸付について海外事業資金貸付
保険を引き受ける場合には、貿易保険法第五
十四條第二項中「貸付金債権等」とあるのは、
「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事

業活動の促進に関する法律第十六条第三項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権とする。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 支援体制の整備

(認定経営革新等支援機関)

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務(以下「経営革新等支援業務」という。)を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定経営革新等支援機関」という。)は、次の業務を行うものとする。

一 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行うおとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
二 経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従つて行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 事務所所在地
三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項
イ 経営革新等支援業務の内容
ロ 経営革新等支援業務の実施体制
ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる

事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。(改善命令)

第十八条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。(認定の取消し)

第十九条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 第十七条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)、一般財団法人(その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)、又は特定非営利活動法人(その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの(以下この条において「認定一般社団法人等」という。)については、当該認定一般社団法人等と同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務)

第二十一条 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他外国の団体(新たに設立されるものを含む。)であつて、中小企業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

第六条第一項中「あつては」を「あつては」に改め、「ものを」の下に、「中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第八条第二項、第十一条第一項及び第十二条第一項において同じ。」を行おうとする場合にあつては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを加える。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、海外地域産業資源活用事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業に必要な資金に係るものをいう。)を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「億円」とあるのは「四億円(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する

認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業(需要の開拓に係るものに限る。)に必要な資金(以下「海外地域産業資源活用事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

第十一条を次のように改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条の規定にかかわらず、中小企業者(当該中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。)が認定計画に従つて海外において地域産業資源活用事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものから借入れに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。)を行うことができる。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第十八条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第四項中「命令とし」の下に、「第一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とし」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第十二条から第十

四条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に
次的一条を加える。

(貿易保険法の特例)

第十二条 認定計画に従って中小企業者がその
外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外
において地域産業資源活用事業を行う場合に
おいて、銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第
五十九号)第二条第一項に規定する銀行、長
期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七
号)第二条に規定する長期信用銀行その他経
済産業省令で定める金融機関をいう。以下こ
の項において同じ。)又は外国金融機関(外国
の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令
で定めるものをいう。以下この項において同
じ。)が当該外国関係法人等に対する当該事業
に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に
係る債権(以下「海外地域産業資源活用事業貸
付金債権」という。)を取得したときは、当該
銀行等又は外国金融機関が行う海外地域産業
資源活用事業貸付金債権の取得(以下「海外地
域産業資源活用事業資金貸付」という。)は、
貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第
二条第十七項に規定する海外事業資金貸付
(以下「海外事業資金貸付」という。)とみなす。
2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定に
より海外事業資金貸付とみなされた海外地域
産業資源活用事業資金貸付について貿易保険
法第五十四条第一項の規定により同条第二項
に規定する海外事業資金貸付保険を引き受け
る場合には、同項中「貸付金債権等」とあるの
は、「貸付金債権等若しくは中小企業者による
地域産業資源を活用した事業活動の促進に関
する法律第十二条第一項に規定する海外地域
産業資源活用事業貸付金債権」とする。
(中小企業者と農林漁業者との連携による事業
活動の促進に関する法律の一部改正)
第三条 中小企業者と農林漁業者との連携による
事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律
第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十五条」に、「第十五
条」を「第十九条」を「第十六条」第二十條に、「第
二十條」を「第二十一條」に改める。
第二条第四項中「第十五条第一項」を「第十六
条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項と
し、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 この法律において「外国関係法人等」とは、
外国の法令に準拠して設立された法人その他
の外国の団体(新たに設立されるものを含
む。)であつて、中小企業者又は農林漁業者が
その経営を実質的に支配していると認められ
るものとして主務省令で定める関係を持つも
のをいう。
第三条第二項第二号ハ中「農商工等連携事業」
を「海外において農商工等連携事業が実施され
る場合における国内の事業基盤の維持その他農
商工等連携事業」に改める。
第四条第一項中「計画(二)の下に」中小企業者及
び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全
部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施し
ようとする場合にあつては、当該中小企業者及
び農林漁業者が当該外国関係法人等と共同で実
施する農商工等連携事業に関するものを含む。」
を加える。
第八条中第五項を第六項とし、第二項から第
四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次
の一項を加える。
2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規
定する海外投資関係保険の保険関係であつ
て、農商工等連携事業関連保証を受けた中小
企業者に係るものについては、同項及び同条第
二項の規定の適用については、同条第一項中
「二億円」とあるのは「四億円(中小企業者と農
林漁業者との連携による事業活動の促進に関
する法律第八条第一項に規定する認定農商工
等連携事業に必要な資金(以下「農商工等連携
事業資金」という。))以外の資金に係る債務の
保証に係る保険関係については、二億円)」
と、「四億円」とあるのは「六億円(農商工等連

携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係
る保険関係については、四億円)」と、同条第
二項中「二億円」とあるのは「四億円(農商工等
連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に
係る保険関係については、二億円)」とする。
第二十條第一項中「第十七條」を「第十八條」に
改め、同条を第二十一條とする。
第三章第十九條を第二十條とする。
第十八條第五項を同条第七項とし、同条第四
項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同
項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加
える。
6 第十一条第一項における主務省令は、経済
産業省令・財務省令とする。
第十八條第三項の次に次の一項を加える。
4 第二条第五項における主務省令は、農林水
産省令・経済産業省令とする。
第十八條を第十九條とし、第十五條から第十
七條までを一条ずつ繰り下げる。
第十四條を削る。
第十三條第一項中「第十一条第一項」を「第十
二條第一項」に改め、第二章同条を第十四條
とし、同条の次に次の一項を加える。
(貿易保険法の特例)
第十五條 認定農商工等連携事業計画に従つて
中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国
関係法人等の全部又は一部と共同で海外にお
いて農商工等連携事業を実施する場合におい
て、銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五
十九号)第二条第一項に規定する銀行、長期信
用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第
二條に規定する長期信用銀行その他経済産業
省令で定める金融機関をいう。以下この項に
おいて同じ。)又は外国金融機関(外国の銀行
その他の金融機関のうち経済産業省令で定め
るものをいう。以下この項において同じ。)が
当該外国関係法人等に対する当該事業に必要
な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債
権(以下「海外農商工等連携事業貸付金債権」

という。)を取得したときは、当該銀行等又は
外国金融機関が行う海外農商工等連携事業貸
付金債権の取得(以下「海外農商工等連携事業
資金貸付」という。)は、貿易保険法(昭和二十
五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定
する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸
付」という。)とみなす。
2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定に
より海外事業資金貸付とみなされた海外農商
工等連携事業資金貸付について貿易保険法第
五十四條第一項の規定により同条第二項に規
定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場
合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、
「貸付金債権等若しくは中小企業者と農林漁
業者との連携による事業活動の促進に関する
法律第十五條第一項に規定する海外農商工等
連携事業貸付金債権」とする。
第十二條第一項中「第十一条第一項」を「第十
二條第一項」に改め、同条を第十三條とする。
第十一條第一項中「第十一条第一項」を「第十
二條第一項」に改め、同条を第十二條とし、第
十條の次に次の一項を加える。
(株式会社日本政策金融公庫法の特例)
第十一條 株式会社日本政策金融公庫は、株式
会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第
五十七号)第十一条の規定にかかわらず、中
小企業者(当該中小企業者及び農林漁業者が
それぞれの外国関係法人等の全部又は一部と
共同で農商工等連携事業を実施する場合に
あつては、当該外国関係法人等を含む。)が認
定農商工等連携事業計画に従つて海外におい
て農商工等連携事業を実施するために必要と
する長期の資金の借入れ(外国の銀行その他
の金融機関のうち主務省令で定めるものから
の借入れに限る。)に係る債務の保証(債務を
負担する行為であつて債務の保証に準ずるも
のを含む。)を行うことができる。
2 前項の規定による債務の保証は、株式会社
日本政策金融公庫法の適用については、同法

第十一條第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画に関する経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新新事業促進法」という。)第十三条第二項、第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行後に新新事業促進法第九條第一項の承認(新新事業促進法第十條第一項の変更の承認を含む。)を受けた新新事業促進法第九條第一項に規定する経営革新計画に従って行われる新新事業促進法第二條第六項に規定する経営革新のための事業について適用する。

2 新新事業促進法第十三條第五項、第十五條及び第十六條の規定は、この法律の施行後に新新事業促進法第十一條第一項の認定(新新事業促進法第十二條第一項の変更の認定を含む。)を受けた新新事業促進法第十一條第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる新新事業促進法第二條第八項に規定する異分野連携新事業分野開拓に係る事業について適用する。

(地域産業資源活用事業計画に関する経過措置)

第三條 第二條の規定による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。)第八條第二項、第十一條及び第十二條の規定は、この法律の施行後に新地域産業資源活用事業促進法第六條第一項の認定(新地域産業資源活用事業促進法第七條第一項の変更の認定を含む。)を受けた新地域産業資源活用事業促進法第六條第一項に規定する地域産業資源活用事業計画に従って行われる

新地域産業資源活用事業促進法第二條第三項に規定する地域産業資源活用事業について適用する。

(農工商等連携事業計画に関する経過措置)

第四條 第三條の規定による改正後の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新農工商等連携事業活動促進法」という。)第八條第二項、第十一條及び第十五條の規定は、この法律の施行後に新農工商等連携事業活動促進法第四條第一項の認定(新農工商等連携事業活動促進法第五條第一項の変更の認定を含む。)を受けた新農工商等連携事業活動促進法第四條第一項に規定する農工商等連携事業計画に従って行われる新農工商等連携事業活動促進法第二條第四項に規定する農工商等連携事業について適用する。

(検討)

第五條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十一号中「第三十一條第一項第一号」を「第三十四條第一項第一号」に改める。

第七百一十一條の三十四第三項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第十九号の二を第十九号とする。

(印紙税法の一部改正)

第七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第三十一條第一項」を「第三十四條第一項」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第八條 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第八号中「第二十九條第一項各号」を「第三十二條第一項各号」に改める。

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正)

第九條 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の表中「第二條第九項」を「第二條第十項」に改める。

第十五條第一項第一号	中小企業者等	特定中小企業者等
第十六條第一項	中小企業者等	特定中小企業者等
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令・財務省令
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令

第六十六條第五項の表第三十三條第一項の項中「第三十三條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同表第三十四條第一項の項中「第三十四條第一項」を「第三十七條第一項」に改め、同表第三十四條第三項の項中「第三十四條第三項」を「第三十七條第三項」に改め、同表第三十五條の項中「第三十五條」を「第三十八條第一項」に改め、同表第三十六條第二項の項中「第三十九條第二項」に改め、同表第三十九條第一項の項中「第三十九條第一項」を「第四十二條第一項」に改め、「第三十五條」を「第三十八條第一項」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十一條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第九号中「及び同法第三十一條第一項」を、「同法第二十一條の規定による協力及び同法第三十四條第一項」に改め、同法第二項第五号中「第三十一條第二項」を「第三十四條第二項」に改め、同法第五項中「第三十一條第

(沖繩振興特別措置法の一部改正)

第十條 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第五項の表第九條第一項の項中「この節」の下に、「第三章第三節、第三十九條第一項第三号」を加え、同表第十三條第一項及び第二項並びに第十四條第一項第一号及び第二号の項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

一 項を「第三十四條第一項」に改める。

第二十二條第一項中「第三十一條第一項第一号」を「第三十四條第一項第一号」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第十二條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條第一項中「第十一條第二項」を「第十二條第二項」に改め、同法第二項中「第十二條第二項」を「第十三條第二項」に改め、同法第三項中「第十三條第二項」を「第十四條第二項」に改める。

平成二十四年四月二十日印刷

平成二十四年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇